



# The Hitoyoshi Rotary

人 吉

通 算 2717回  
2012年8月17日  
第 7 回 例 会  
毎 週 金 曜 日

## 奉仕を通じて平和を

## Peace Through Service

会報編集 山田仁法副委員長

2012 - 2013年度 R I 会長  
田 中 作 次

人吉市九日町30・清流山水花 あゆの里 ☎②2171

◀ 例会場

事務局 ▶

清流山水花 あゆの里内 ☎②6665 ☎②6505

[URL] <http://www.12.ocn.ne.jp/~hrc/>[E-mail] [hitoyoshi-rc@mocha.ocn.ne.jp](mailto:hitoyoshi-rc@mocha.ocn.ne.jp)

### 8月会員増強及び拡大月間

国際ロータリー第2720地区

岡村泰岳ガバナー公式訪問

人吉RC・多良木RC・人吉中央RC合同例会

例会12時30分～ 清流山水花 あゆの里

点 鐘 多良木RC 向江富士夫会長

歌 唱 ソングリーダー 人吉RC馬場貞至会員

国 歌 「君が代」

R S 「奉仕の理想」

司会・進行 多良木RC 藤本完士幹事

来訪者紹介 多良木RC 向江富士夫会長

国際ロータリー第2720地区

岡村泰岳ガバナー

岡村三枝子ガバナー令夫人

赤山武興ガバナーエレクト

那須弘文ガバナー補佐

2720地区米山記念奨学生 ブ・ゴク・チェン君

### [ ガバナー補佐挨拶 ]

那須弘文ガバナー補佐

今日は岡村ガバナー夫妻をお迎え致しまして3クラブ合同の公式訪問例会を開催することになりました。ガバナーご夫妻にはご遠方よりお出で頂きありがとうございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。この例会を開催するにあたりましては、各クラブの会長幹事さんには大変お世話になりました。特に人吉クラブの会長幹事さんには会場設営等、ご便宜を図っていただき感謝申し上げます。どうぞ今日一日宜しくお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。



### 会長の時間

多良木RC

向江富士夫会長



本日は岡村泰岳ガバナー、奥様、大分の遠方からお暑い中お越し下さいまして、どうもありがとうございます。また、人吉、人吉中央、多良木の会員の皆様、ご出席いただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。本年度はR I 会長3人目の日本人であります田中作次様が就任されました。

『奉仕を通じて平和を』のメッセージを下にご活躍されております。奉仕を通じて人に対して、寛容、感謝、尊重の念が高まり、人々は平和に暮らすことが出来るとメッセージを送り続けておられます。本日の3クラブとも、魅力ある例会、会員増強、地域への奉仕に頑張っている所でございます。本年度は多良木ロータリークラブから那須ガバナー補佐を送りだしているため、全面的にサポートさせていただき、また次年度は赤山ガバナーが出られますので、一丸となって支援させて頂きたいと思っております。本日午前中、会長・幹事会が急遽3クラブ合同となり、1時間半たっぷり勉強させて頂きました。この後ガバナーアドレスで多くのことを勉強させて頂きたいので、簡単にご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

### [新入会員バッジ授与式] 岡村泰岳ガバナー

人吉中央RC 田代 由里子会員

多良木RC 西 浩志会員

ご入会おめでとうございます



## 【人吉RC 米山奨学生紹介】

人吉RC山賀勝彦会長



本年度人吉RCでは初めて米山奨学生の世話クラブを致します。彼の紹介はカウンセラーの片岡米山委員長からございます。彼は毎月1回以上クラブ例会に来てくれています。

本日は今月の奨学金授与のお時間をいただきます。宜しくお願い致します。

### 米山奨学生カウンセラー

人吉RC片岡啓一米山記念奨学委員長

米山記念奨学生のブ・ゴク・チェン君を紹介いたします。皆さんもチェン君と呼んでください。

彼はベトナム出身で、今、崇城大学情報情報学科の4年生です。たいへん難しい米山記念奨学金の選考試験をパスして、本年4月より来年3月までの1年間、米山の奨学金を受けることが決まった優秀な留学生で、そのことを彼は誇りに思っています。縁あって人吉クラブが世話クラブとして、1年間彼を見守っていくことになりました。チェン君はちょっとシャイですが真面目な性格で、研究に熱心に取り組んでおります。将来は、日本とベトナムの懸け橋になれる仕事をしたいという夢を持っているようです。日本での生活は4年目になるので日本語もだいぶ上手くなっていて、日常会話には不自由していません。今、人吉クラブ会員の家族の一員となり、月に1～2度例会を訪問してくれています。毎月山賀会長より奨学金を彼に手渡ししております。10月には、多良木RC、人吉中央RCの両クラブに卓話のため訪問しますので、その節はどうぞ宜しくお願いいたします。

### 【山賀勝彦会長より米山記念奨学金8月分の授与】

米山奨学生 ブ・ゴク・チェン君

皆さんこんにちは。私はブ・ゴク・チェンと申します。今、私の紹介をして頂きありがとうございます。今日、例会を受けることが出来て嬉しいです。そしてカレーもおいしかったです。ありがとうございます。また、頑張りたいと思います。



## 幹事報告

### 【連絡事項】

1. 国際ロータリー第2720地区ローターアクト第28回年次大会本登録の案内  
日時；10月13日(土)・14日(日)  
場所；大分県日田市  
登録締切9月5日となっています。  
[安達ローターアクト委員長へ]
2. 人吉市国際交流協会より平成24年度人吉市国際交流会総会の開催の案内  
[有村国際奉仕委員長へ]
3. NPO法人さいたまユネスコ協会より、各クラブ会長宛てに、ネパール奨学支援プロジェクトの案内—国際ロータリーの最重要課題の一つとしている「識字率向上プログラム」に活動の検討のお願いです。尚、協賛として国際ロータリー第2570地区がされています。内容は、書き損じのハガキを200枚集めて送ることで一人の子供の1年間の学費援助が出来るそうです。暑中見舞いとか年賀状の書き損じを捨てずに協力してはと思います。
4. 人吉ローターアクトより、各クラブへお願いしました。千羽鶴奉納の報告とお礼が届いています。[掲示板へ]

【回覧物】なし

【例会の変更及び取り止め】なし



## ガバナーアドレス

国際ロータリー第2720地区  
岡村泰岳ガバナー

皆様こんにちは。ガバナーの岡村です。この人吉の地は22年振りです。私はご当地大平パストガバナーの時に38歳でロータリーに入会しました。この人吉で、その河原で地区大会を経験しました。非常に思い出のある大会で、私の尊敬する大平ガバナーでございました。その時に泊まった宿がこちらのあゆの里でした。

このたびの公式訪問に際し、3クラブの会長さんはじめ、ホストであります多良木ロー

タリークラブの皆様ありがとうございます。

今年度よりガバナーになりましたが、私は優秀ではありません。2年前の木下光一ガバナーの年度では多くのセミナーに参加し大変勉強させられました。ロータリアンとしての資質の向上に役立ちました。

そして次の本田光曠ガバナーは私たちロータリアンに心を紐解いていただき言霊というすばらしい文書をガバナー月信で読むことが出来ました。

そして次が私です。最悪の状態でございます。ただ一般の平民でありまして私にあるのは情熱と行動力しかございません。私は情熱と行動力で、2720地区75クラブの皆さんと共にガバナーを努めたいと思います。私は神輿の上に決して乗りません。皆さんと一緒に下で担ぎます。皆さんと共に奉仕をつとめ、皆さんと共にロータリーを考えるガバナーになるということに徹したいと思っております。

来年は赤山エレクトの年です。私の年度でしっかりと活動していただければ当然来年も赤山エレクトが非常によいスタートを切れるのではないかと常に申し上げております。私はあなた(エレクト)のためにガバナーをしているのです、といつも言っております。実は本田パストガバナーからも同じように言われました。

皆さんご存じのようにR I長期計画が戦略計画となり、単年度計画でなく3年先～5年先を見据えて動かなければロータリーがロータリーでなくなる時代になっています。ロータリーだけでなく他の団体も会員減少により運営が厳しくなってきました。

だったら、例会をもっと安い所であれば、ご飯をもっと安くすればよいのではないかとカルヤン・バネルジーR I元会長が、お茶一杯でも例会ができるのだと言っておられました。

しかし、日本ではできないのです。我々ロータリーの威厳というものがございます。きちんとした食事で例会をしたいと思っている方が沢山おられます。そういうことを考えていただき、やはり、今ある現状でいかにクラブを円滑にするかを会員一人ひとり考えて頂くことが、今求められているロータリーだと思えます。

さて、米山のお話をしましょう。私は本日来ている彼(チェン君)の採点を行ない審査員をしました。彼は大変立派です。すばらしい奨学生が私共の地区に14名おり1年間彼らを支援していきます。

今、米山は年間に800人の奨学生を育成しています。1年間12億3千万円を皆様からいただ

いて800人の奨学生が日本で勉強をしています。奨学生を卒業した学生を米山学友といいますが、日本や海外で17,028人の米山学友が活躍しています。そして我々だけではなく彼ら自身も奨学資金を援助しているという事態になっているということをご理解いただき、是非、米山奨学寄付金についてもご協力をお願いしたいと思っております。

本日はパワーポイントを用意しております。午前中の会長幹事会においてお話ししました『国際ロータリー規定審議会』について説明をしたいと思っております。

今回この公式訪問において各クラブに規定審議会の説明をしております。

規定審議会とは、3年に一度開催される国際ロータリーの立法会議です。この会議に提案される立法案というのがあり、その中に制定案と決議案があります。決議案はさておき、制定案とは、皆さんに直接関係のある、R I定款、R I細則、標準ロータリークラブ定款を改定する事を目的とした提案です。手続要覧の黄色ページを改正する事を目的とした提案です。

この制定案に変更があると、我々ロータリアンはそれに従わなければいけないのです。

それは世界の532人の委員が決定するのです。当地区では玉ノ井パストガバナーが委員として出席するようになっています。

#### ～スクリーン説明～

今、メイクアップというのは前後14日間で行うのがルールです。そしてメイクアップを含む50%の出席率を確保するルール、ホームクラブの出席率は最低30%は確保し残りをメイクアップするルール、例会は60分間のうちの60%、2/3は例会場に居なさいというのもルールです。そして、連続4回例会欠席をすると会員身分が無くなること、この5つが“削除”と書いてあります。無くなる可能性があるのです。

世界にはロータリークラブに行くために島から島へ飛行機で1～2時間かけて出かけていくクラブもございます。国境を超えてロータリーに行く国もございます。このような条件でクラブの例会に出ていること、これでは新会員が入りづらいのではないかと考えてのことなのかと推測しますが、ここまで落としてよいのかと非常に不安に思います。

規定審議会は来年のことです。会長、幹事さんに資料を渡しておきますのでしっかりご理解していただき、来年このような問題が出て、クラブで目標を持ち、強い気持ちで対応をしていただきたいとお願いしたいのです。

来年度はロータリーの変革の年、スタートな

のです。私は準備なのです。

『資料（スクリーン）は岡村ガバナーが、国際ロータリー第2550地区の地区大会において小船井RI会長代理メッセージを参考に作成されたものです。』

.....

#### ◇立法案の種類

##### ・制定案

RI定款・RI細則・標準ロータリークラブ定款（いわゆる組織規定）を改正する立法案手続要覧の黄色ページを指します。

##### ・決議案

組織規定を改正しない立法案（RI理事会に意見を表明したり提案を行ったりする提案）

##### ・前回2010年提案立法案

合計219件

うち制定案 127件（うち採択48件）  
（※修正採択を含む）  
決議案 92件（うち採択18件）  
（※修正採択を含む）

前回日本からの提案

合計25件

うち制定案 11件

（うち採択1件・修正採択2件・否決7件・撤回1件）

決議案 14件

（うち採択1件・修正採択1件・否決3件・撤回9件）

#### 2010年規定審議会のトピック

- ・Eクラブを地区内2クラブを上限に採択  
—430対85（日本の34地区は反対に回った）
- ・第五奉仕部門「新世代奉仕」を加える  
—263対250 僅差の13票差でクラブ定款が変更された
- ・人頭分担金半期50セント3年間の値上  
—当初毎年1ドルの値上げ案  
—2%（50セント）を理事会が値上げる権限を通すことを前提に半額の50セントで提案

#### 日本からの主な立法案

- RI細則にクラブの自治権を明記する件は247対259の僅差で否決
- ローターアクトの上限年齢を35歳に引き上げること10-92で提案されましたが、125対371の圧倒的大差で否決されました。
- 決議23-34の第一項を奉仕の哲学の定義として使用する決議案は444対66で採択

#### 2013年規定審議会への取り組み

- ・2012年7月第一回代表議員会議

- ・世話人の選出、規定審議会概要説明
- ・RI理事会提案立法（29）と国内提出立法案の説明
- ・2012年11月第二回代表議員会議
  - ・ロータリー研究会研修プログラムの一環として開催
  - ・日本からの立法案のまとめと、2012年9月30日発行予定の立法案集の検討
  - ・日本からの立法案の可決とロータリーの根幹を揺るがす立法案の阻止を検討
- ・2012年1月第三回代表議員会議
- ・2012年4月22日から26日 規定審議会（シゴ）
- ・2012年6月
  - ・反省会と次回審議会の引き継ぎ

#### 規定審議会立法案

- ・立法案はクラブ、地区大会  
—2011年12月31日が締め切り
- ・RI理事会  
—2012年12月31日（緊要性のある立法案の場合）
- ・RI理事会の立法案  
—2011年9月理事会にて29の制定案を採択  
—2012年1月理事会にて4つの制定案を取り下げ  
—2012年RI元会長審議会が制定案の見直し撤回要請  
—2012年5月（タイ）理事会にてさらに6の制定案を取り下げ

#### ビチャイラタクル元会長スピーチ

RI会長が29の立法案を採択したことを受け本年4月1日山形地区大会にて現況報告をした。

その中で

1. 人頭分担金をクラブ20名基準の変更（現行10名）→会員減少加速への危機感
2. 試験的なプログラムでスタートしている法人会員の追加への反対表明
3. 理事会への運営要求あるいは要請を提案する場合は、  
<規定審議会への立法案提出>よりもむしろ、事務総長へ  
<理事会の請願>

#### 理事会提出の制定案の概要

- ・国際ロータリー定款第5条クラブの改正
- ・新しいタイプの会員：法人会員を創設する  
—5月理事会で取り下げ？
- ・地区境界の廃止または変更（1200名未満）
- ・クラブ例会を開催する上での柔軟性を許可する  
—出席要件の訂正
  - ・出席から参加、クラブの選択による柔

## 軟性の確保

- ・地区例会出席報告規定の削除
- ・クラブは最低20名分の人頭分担金を支払う  
—1月理事会で15名に変更後、5月理事会  
で取り下げ?
- ・ガバナーの役割と任務の改定
- ・決議案から理事会への請願への変更と、請  
願の推奨
- ・Eクラブ地区上限2クラブの撤廃

## クラブの構成

- ・国際ロータリー定款
  - ・第5条 会員
  - ・第2条 一クラブの構成
- (a) クラブは、善良な成人であり、職業上おま  
まび(または)地域社会で良い評価を受け  
ている以下のような正社員優れた人格を持  
ち、高潔性やリーダーシップを示し、事業  
や専門職および、あるいは地域社会にお  
いて、良い評価を受けており、更に世界にお  
いて奉仕を行う機会を求めている、成人に  
よって構成されるものとする。

## 国際ロータリー定款から削除される項目

- (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の  
所有者、共同経営者(パートナー)、法人役  
員、支配人のいずれかであること。または、
- (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あ  
るいは地方代理店や支店において、裁量権限  
のある管理職を務め重要な地位にあること。  
または
- (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいず  
れかの地位から退職していること。または、
- (4) 地域社会の活動に自ら参加することによっ  
て、奉仕およびロータリーの綱領へ献身を示  
した地域社会のリーダーであること。また  
は、
- (5) 理事会によって定義されているロータリー  
財団学友であること。

## 理事会提出立法案

- ・ガバナーの職務の変更
- ・年度を通じて個々のクラブの例会あるいは  
複数クラブ合同の例会への公式訪問を行う  
こと。(2010年版)

## 2013年RI細則

- ・15.090.2 クラブ訪問
- ・ガバナーは毎年確実に、ガバナー自身、あ  
るいはRI理事会で規定されたガバナー補  
佐、あるいは他の最適な地区指導者が、各  
クラブを個々に、あるいは複数のクラブの  
行事の折に訪問しなければならない。  
(取り下げられる可能性あり)



## 理事会提出立法案

- ・標準ロータリー・クラブ定款 第6条 会合
- ・第1節—例会
- ・クラブは、毎週1回、会員に参加を促すよう  
細則に定められた日および時間に、方法で、  
定期の会合を開かなければならない。これら  
の会合には、クラブの奉仕プロジェクトやク  
ラブが主催する地域イベントや理事会が承認  
した会合が含まれる。
- ・1年に4回まで例会を取りやめることができ  
る。  
ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会  
を開かないようなことがあってはならない。

## 理事会提出立法案

- ・標準ロータリー・クラブ定款  
第9条 出席および参加
- ・(第1節の序文の段落のいずれかを選択す  
る)
- ・第1節—一般規定 それぞれの会員はクラブ  
例会に出席し、そしてあるいは、細則で定め  
られた必要要請と矛盾しないこのクラブのプ  
ロジェクト、行事あるいは活動に参加すべき  
ものとする。
  - 前後14日間でメイクアップの削除
  - 例会60分60%出席の削除
  - メイクアップを含む50%出席率の削除
  - 本クラブ出席率30%の削除
  - 連続4回例会欠席で会員身分の終結の削除

## 理事会提出立法案

- ・RI細則—第4条—クラブの会員身分
- ・4.090.—出席報告—
- ・各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、  
そのクラブの例会における月次出席報告をガ  
バナーに提出するものとする。無地区クラブ  
の場合は事務総長に提出しなければならない。

## 理事会に対する建議案

- 審議会に決議案を提出する代わりに、クラブ  
は、RI理事会に建議案を提出することを考慮  
してもよい(ロータリー章典28.005)。建議  
案は、特定の事柄に関する決定を要請する。  
理事会への請願である。
- 理事会に対する建議案は、クラブのみが提出

でき、クラブ例会での正規の決議の結果として提出すべきである。

- 多くの場合、提出者の目的は、建議案によって、より効果的かつ速やかに達成することができる。
- その建議案を請願へ名称変更と、規定審議会の決議案提出件数の削減をRI理事会は目指している。（開催期間短縮によるコスト削減）

日本からの立法案（到着分のみ）

- ・制定案19、決議9 合計28の立法案

- 制定案は組織規定（国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、標準ロータリークラブ定款）の改正案を指す
- 国際ロータリー定款の改正には3分の2以上の賛成票が必要
- 国際ロータリー細則、標準ロータリークラブ定款改正には過半数の賛成票が必要となる。

日本からの主な立法案

- ・国際ロータリー定款5-1-(a) (b) クラブの構成
- 公益財団法人ロータリー米山記念奨学生を対象とした元奨学生を追加  
(東京たまがわRC)
- 職業分類制限から財団学友と同じ扱いに
  - ・2007年審議会でロータリー財団学友が加えられたことを受けて提案
  - ・3分の2以上の賛成票が必要となる。
  - ・元米山奨学生の人数が財団学友に匹敵する事実
  - ・日本の会員減少の現状への理解を得る事と、東アジアを中心としたロータリアンの協力要請
  - RI理事会提出制定案が通過すれば取り下げの可能性あり
- ・国際ロータリー細則15-010創設
- 地区の境界を廃止あるいは変更できる場合の制定案（青森、秋田）
- ・現行細則では、理事会は1200名未満の地区の境界を廃止あるいは変更できるが、青森、秋田は1100名未満に修正する制定案を提出した
- ・(2012年7月1日までの1000名 暫定規定の終了に伴う立法案)
- しかし、RI理事会は100クラブ以上の地区分割、1200名未満の地区の廃止・統合を視野に置いた制定案上程を準備
  - これが決議されれば約60地区が整理の対象となる
- ・国際ロータリー細則にクラブの自治権を明記する（佐賀RC、姫路RC）
- ・ロータリーの綱領に新世代奉仕に関する文言

の追加（埼玉2770地区）

- ・同一職業分類の人数に制限を変更する件（南淡路RC）5名を2名、21人以上は10%へ
- ・ローターアクトの年齢制限を30歳から35歳に修正する件（宇部RC）理事会へ要請する決議案

【お礼の言葉】 那須弘文ガバナー補佐

点 鐘

多良木RC 向江富士夫会長

### 記念撮影



### ガバナーと会長・幹事懇談会 午前10時～

